平成２６年（フ）第２８号
熊本県山鹿市方保田3489番地１
債務者　長曽我部博子
１　決定年月日時　平成26年12月12日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年２月16日まで
５　免責審尋期日　平成27年２月17日午前11時
熊本地方裁判所山鹿支部破産係

平成２６年（フ）第２０５号
釧路市益浦４丁目２番223号
債務者　埴田　　円（旧姓安代）
１　決定年月日時　平成26年12月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年２月17日まで
５　免責審尋期日　平成27年２月19日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２６年（フ）第１２２５８号
東京都練馬区東大泉１丁目19―６―201
債務者　高橋　香苗
１　決定年月日時　平成26年12月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年２月17日まで
５　免責審尋期日　平成27年２月17日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１２２６６号
神奈川県横浜市港北区仲手原２丁目35―18―203
債務者　土方　和人
１　決定年月日時　平成26年12月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年２月17日まで
５　免責審尋期日　平成27年２月17日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１２２７０号
東京都練馬区大泉町１丁目３―31―201
債務者　久保田　猛
１　決定年月日時　平成26年12月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年２月17日まで
５　免責審尋期日　平成27年２月17日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９７４号
東京都福生市大字福生1691番地２スカイワードM101号室
債務者　関口　　敬
１　決定年月日時　平成26年12月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年２月18日まで
５　免責審尋期日　平成27年２月18日午後１時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第９７５号
東京都福生市大字福生1691番地２スカイワードM101号室
債務者　関口　絵理
１　決定年月日時　平成26年12月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年２月18日まで
５　免責審尋期日　平成27年２月18日午後１時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第５７号
栃木県矢板市扇町２丁目1527番地１　プラース・アンソレイエ102号、前住所栃木県矢板市中2014番地４　ピュールシエルＡ―102号
債務者　小野塚幸枝
１　決定年月日時　平成26年12月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年２月19日まで
５　免責審尋期日　平成27年２月19日午前11時45分
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２６年（フ）第１１１４８号
東京都江戸川区西篠崎１丁目６―３
債務者　柿澤　美紀（旧姓濱田）
１　決定年月日時　平成26年12月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年２月19日まで
５　免責審尋期日　平成27年２月19日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１１２７８号
東京都江東区大島７丁目28―１―822
債務者　大船　勝美
１　決定年月日時　平成26年12月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年２月19日まで
５　免責審尋期日　平成27年２月19日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１２１５７号
千葉県君津市杢師３丁目13―１―402
債務者　黒瀬　真未
１　決定年月日時　平成26年12月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年２月24日まで
５　免責審尋期日　平成27年２月24日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１２２７８号
東京都荒川区町屋４丁目２―４―101
債務者　栗田　一矢
１　決定年月日時　平成26年12月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年２月24日まで
５　免責審尋期日　平成27年２月24日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５９０号
静岡県藤枝市岡部町村良508番地
債務者　久保野久乃
１　決定年月日時　平成26年12月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年２月27日まで
５　免責審尋期日　平成27年３月２日午後２時
静岡地方裁判所民事第２部

破産手続廃止

平成２６年（フ）第３６号
千葉県茂原市中の島町754番地
破産者　菊池　律子
１　決定年月日　平成26年12月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２６年（フ）第６４号
千葉県茂原市東郷字富士見1446番地の２
破産者　株式会社フラップ
１　決定年月日　平成26年12月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所一宮支部破産係